

監 事 監 査 報 告 書

学校法人ミスパリ学園

令和7年5月22日

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人 ミスパリ学園

監 事 殿水幸雄 

監 事 久堀好之 

私たち監事は、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び学校法人ミスパリ学園旧寄附行為（令和6年4月1日施行）第17条の規定に基づいて同学校法人の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たち監事は、監査にあたり、理事会、評議員会及び教授会等の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、私たち監事は、学校法人ミスパリ学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上